

令和 7 年第 3 回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 7 年 3 月 2 8 日（金） 午後 2 時 0 0 分 開会 午後 2 時 3 0 分 閉会			
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室			
議 長	大山 理晴 会長			
出席委員 （ 1 8 名）	委員	安 藤 良 一	勝 股 増 夫	
		土 屋 敏 子	安 田 清 和	
		加 納 富 雄	足 立 正 之	
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴	
		成 瀬 良 美	遠 山 英 俊	
		奥 村 正 子		
	農地利用 最適化推 進委員 （欠員 1 名）	小 倉 清 弘	勝 股 重 雄	
		三 輪 徳 夫	渡 邊 俊 美	
		有 我 俊 春	板 橋 仁 晃	
		小 川 伸 二		
欠席委員 （ 4 名）		鈴 木 録 郎	水 野 安 喜	
		小 栗 智 幸	岩 嶋 貞 夫	
事務局	局長補佐 有 賀 大 輔 主査 日比野 有 真 主事 青 柳 慧一郎			
付議事項 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農用地利用集積計画について ※付議の内容については別添のとおり				

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和7年第3回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員11名、推進委員7名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議 長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただきますことにご異議はありませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、板橋 仁晃委員と加納 富雄委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

奥村 正子委員、説明をお願いします。

奥村委員

去る3月24日に、安田 清和(やすだ きよかず)委員、成瀬 良美(なるせ よしみ)委員、有賀(ありが)局長補佐、日比野(ひびの)主査、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては1件であります。内容といたしましては、田が1筆で、面積304㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

有賀局長補佐

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の4ページから5ページになります。

まずは、5ページをご覧ください。

3条—7

(議案書の内容を説明)

譲受人は北側の住居に住んでおり、隣接地において、農業経営の規模拡大を図るものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

 では、これより議第 1 号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

 議第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第 1 号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

 次に議第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、議題といたします。

 奥村 正子委員、説明をお願いします。

奥村委員 農地法第 5 条の規定による許可申請につきましては 6 件であります。

 内容といたしましては、田が 2 筆、畑が 5 筆、その他が 1 筆で、面積 3, 4 3 6. 4 5 m²であります。

 詳細については、事務局より説明を求めます。

有賀局長補佐 それでは、議第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

 議案集の 6 ページから 2 1 ページになります。

 まずは 8 ページ、9 ページをご覧ください。

 5 条－ 7

 (議案書の内容を説明)

 5 条－ 7 につきましては、現在申請人と申請の取下げについて調整中となっております。よって、今回の議案とすることは、見送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

 次に 1 0 ページ、1 1 ページをご覧ください。

 5 条－ 8

 (議案書の内容を説明)

 申請地は小集団で生産性の低い第 2 種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

 次に 1 2 ページ、1 3 ページをご覧ください。

 5 条－ 9

 (議案書の内容を説明)

 申請地は小集団で生産性の低い第 2 種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

 次に 1 4 ページ、1 5 ページをご覧ください。

 5 条－ 1 0

 (議案書の内容を説明)

申請地は小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。
次に16ページ、17ページをご覧ください。

5条-11

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で準工業地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に18ページ、19ページをご覧ください。

5条-12

(議案書の内容を説明)

申請地は小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に20ページ、21ページをご覧ください。

5条-13

(議案書の内容を説明)

申請地は小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委員

(質問・意見無し)

議長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

青柳主事

それでは、議第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明申し上げます。

(議案書の内容を説明)

農地の所在につきましては、28ページから35ページをご覧ください。

以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第 3 号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」、計画に異議のない委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第 6 号は、計画のとおり承認することに決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員